

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

吉見町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業吉見公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月二十一日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九号、平成四年埼玉県告示第八百八十九号、平成八年埼玉県告示第五百七十号、平成十年埼玉県告示第四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示第五百六号、平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号、平成二十年埼玉県告示第三百八十一号、平成二十五年埼玉県告示第五百三十八号の事業地に吉見町大字北吉見字稲荷原、同字天神谷の全部、大字南吉見字向山、同字新田山、同字新田裏、同字狸山、同字甲塚、同字日向山、同字天神谷の一部、大字久米田字四ノ耕地、同字五ノ耕地、同字七ノ耕地、同字八ノ耕地の一部、大字久保田字北汲田の一部、大字下細谷字刃町の一部において事業地を追加する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九

号、平成四年埼玉県告示第八百八十九号、平成八年埼玉県告示第五百七十号、平成十年埼玉県告示第四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示第五百六号、平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号、平成二十年埼玉県告示第三百八十一号、平成二十五年埼玉県告示第五百三十八号の事業地に吉見町大字北吉見字稲荷原、同字天神谷の全部、大字南吉見字向山、同字新田山、同字新田裏、同字狸山、同字甲塚、同字日向山、同字天神谷の一部、大字久米田字四ノ耕地、同字五ノ耕地、同字七ノ耕地、同字八ノ耕地の一部、大字久保田字北汲田の一部、大字下細谷字刃町の一部において事業地を追加する。